

(1) 前売り券の販売について	
1 事前インターネット決済等で、販売時に身分証明書を確認することが難しい場合はどうしたらいいですか	トラブルや不正防止のため、お電話等で事前に県民であることを確認の上、宿泊・旅行日当日に身分証明書のご確認をお願いします。
2 県内企業に所属する県外在住のお客様は補助対象ですか。	対象外です。ご宿泊・旅行されるお客様の居住地が鳥取県内であることが必要です。
3 団体旅行・修学旅行は対象となりますか。	対象です。旅行者全員が鳥取県民であること、県内発着のご旅行であることが必要です。また、団体旅行の場合でも、販売台帳にて1人ずつの予約・利用情報を管理してください。
4 利用日当日の現地払決済でもいいですか。	不可です。8月31日までに予約・支払いがなされる必要があります。
5 宿泊・旅行の予約日は変更可能ですか。	可です。9月1日から12月31日の期間内であれば予約日の変更が可能です。
6 1事業者たりの販売上限はありますか。	上限はありません。
7 1人当たりの購入枚数の上限はありますか	上限はありません。ただし、1回のご利用につき利用上限額(半額、5千円まで)があることを必ずお伝えください。
8 補助額について、大人も子どもも半額(上限5千円)ですか。	お見込みのとおりです。
9 日帰り旅行の割引額も、上限5千円で間違いはないですか。	日帰り旅行の補助額は、旅行代金の半額(上限5千円)です。

(2) お楽しみ券の発行関連	
1 前売り券の様式は決まっていますか。	必要事項が記入されたものであれば、様式は問いません。令和3年6月18日付けの利用者募集についての文書に記載している、既存の「宿泊予約確認書」等を活用するパターン1と、独自に前売り券を発行するパターン2の例示を参考にしてください。
2 「宿泊予約確認書」「旅行手配内容確認書」を発行していない場合は新たに発行する必要がありますか。	前売券には、「販売日」「宿泊・旅行予定日」「本来の価格・割引額・割引後の価格」「発行事業者名及び連絡先」の記載が求められていますので、これらの記載事項が確認できるものをご準備ください。
3 前売り券の見本はありませんか。	今回の助成対象が代金の半額(上限5千円)ということで、各事業者で自由に金額設定していただけるよう、見本は発行していません。

(3) WeLove山陰キャンペーン延長・GoToトラベルが再開になった場合	
1 WeLove山陰キャンペーンが期間延長となった場合、お楽しみ券は利用できなくなりますか。	お楽しみ券の利用は可能です。ただし、WeLove山陰キャンペーンとの併用は不可としています。 ※ WeLove山陰キャンペーンが期間延長となった場合、お楽しみ券を利用した予約・支払いをWeLove山陰キャンペーンの予約に振り替えて、WeLove山陰キャンペーンの割引を適用してよいこととしております。(補助額は同じですが、WeLove山陰キャンペーン適用には鳥取県プレミアムクーポン配布のメリットがあります。お客様と合意の上で振り替えをしてください。)
【宿泊・日帰り旅行のみ】WeLove山陰キャンペーンに振り替える場合の手続きを教えてください。	WeLove山陰キャンペーンに振り替える場合は、お客様の宿泊(日帰り旅行)当日、アンケート記入が必要です。振り替えをした場合は、「お楽しみ券応援事業」の実績ではなく、「WeLove山陰キャンペーン」の実績として、県に実績報告・交付申請をしてください。
2 GoToトラベル事業との併用不可ということですが、GoToトラベルが再開になった場合、お楽しみ券で予約された方にはどのような対応をしたいと思いますか。	(GoToトラベル事業適用には地域共通クーポン配布のメリットがあります。お客様と合意の上で振り替えをしてください。) お楽しみ券を利用した予約・支払いを、GoToトラベル事業の予約・支払いに振り替えたり、一旦返戻し等していただき改めてGoToトラベル事業の割引を適用していただくなど、各事業者様でご対応ください。GoToトラベル事業に振り替えをした場合は、「お楽しみ券応援事業」としての実績報告・交付申請をしないよう、くれぐれもご注意ください。

(4) キャンセル料について	
1 お楽しみ券販売後の払い戻しやキャンセルは可能ですか。	払い戻しやキャンセルについての取り扱いは、各施設でご設定いただけます。払い戻し・キャンセルを不可とする場合は、その旨を販売時に必ずお客様へご説明ください。
2 お客様都合によるキャンセル料は補助対象となりますか。	お客様都合によるキャンセル料は、補助対象外です。

(5) 旅行会社関係	
1 日帰り旅行で、バス・タクシーの送迎のみは対象になるか。	対象外です。
2 県(地域交通政策課)の貸切バス助成との併用は可能か。	併用不可です。県の他の補助金と重複しないよう、ご注意ください。
3 募集型企画旅行契約・受注型企画旅行契約・手配旅行契約、どの契約種別についてもこの補助金を適用しても差し支えはありませんか？	どの契約種別でも対象とします。